

秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

12年に1度の札所総開帳を迎えるにあたり、特に若い女性の観光客を増やすため、「旅ノート型冊子」の訴求、ターゲット層へのリーチや札所の新たな楽しみ方や魅力を伝えるための動画を作成し、SNS等での配信を行う。

事業の実施にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、効果的な全体設計を提案でき、熱意のある業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. プロポーザル実施条件

プロポーザル実施に際し、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担とする。

3. 対象業務

- ・ 件 名：秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託
- ・ 業務内容：別紙「秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託仕様書」のとおり
- ・ 履行期間：契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- ・ 実施場所：埼玉県秩父市内
- ・ 上 限 額：1,000,000円（消費税込）
- ・ 支払条件：完了検査後、請求書を提出（請求書受領後30日以内に支払予定）

4. プロポーザル方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

5. 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、以下に記載の参加資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 「令和7・8年度秩父市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」に「業種：催物・広告等、細目：映画又はビデオ制作業務」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（厚生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続

開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (4) 本プロポーザル実施要領の公表の日から受託候補者の決定までの期間に、国・県・市において指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び秩父市暴力団排除条例に定められている暴力団又は暴力団員関係者でないこと。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6. 成果品

- ①サムネイル画像も含む完成動画一式 (MP4 形式等・DVD-R 等で1部)
- ②プロモーション業務を含む報告書の電子データ (DVD-R 等で2部)

7. 実施検討委員会

- (1) 本業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託に係るプロポーザル実施検討委員会 (以下「実施検討委員会」という。) を置き、提案事項等を審議し、本業務に最も適した受託候補者を選定するものとする。
- (2) 実施検討委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める「秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託に係るプロポーザル実施検討委員会設置要領」によるものとする。

8. 選定スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和7年11月17日(月)	実施要領等の公表	ホームページ
令和7年11月17日(月)	企画提案書の受付開始	
令和7年11月26日(水)午後5時	質問書の提出期限	電子メール又はFAX
令和7年11月28日(金)	質問への回答	ホームページ
令和7年12月10日(水)午後5時	参加申込書の提出期限	持参又は郵送
令和7年12月17日(水)午後5時	企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和7年12月18日(木)	書類審査	
令和7年12月22日(月)	書類審査結果の通知	電子メール及び郵送
令和7年12月22日以降	委託契約締結(予定)	

9. 参加表明

企画提案書を提出する前に、以下の要領で参加表明書を提出（持参又は郵送）すること。

（令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時まで必着）

- （1）提出書類 「参加申込書（様式第 1 号）」
- （2）提出期間 令和 7 年 11 月 17 日（月）から令和 7 年 12 月 10 日（水）まで
※上記期間のうち、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- （3）提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号（秩父市役所歴史文化伝承館 3 階）

秩父市 産業観光部 先端技術推進課

10. 質疑・応答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の要領で質問書を提出すること。

- （1）「質問書（様式第 2 号）」にて、下記にある秩父市産業観光部先端技術推進課あてに電子メール又は FAX にて提出すること。

※メール件名に「秩父札所巡り活性化動画制作事業業務委託プロポ質問、送信年月日（西暦 8 桁）事業者名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて提出すること。

電子メール又は FAX にて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

秩父市 産業観光部 先端技術推進課

Mail : sentan@city.chichibu.lg.jp

電話 : 0494-21-5522

FAX : 0494-25-0136

- （2）質問書には、該当する資料（仕様書等）の種類と頁番号を記入し、内容を簡潔にすること。
- （3）質問書には、質問者が選定できるような団体名や個人名を記載しないこと。
- （4）継続中の業務や業務計画に支障があると判断した質問については、回答及び開示は行わない。
- （5）質問への回答は秩父市のホームページへ令和 7 年 11 月 28 日（金）に掲載する。

11. 企画提案書の内容及び作成方法

(1) 提案書の内容及び様式

参加表明書を提出した者は、次の書類を提出すること。

- ①企画提案書（様式第3号）
- ②企画提案内容（書式は自由、A4サイズで10頁以内）
- ③業務工程表（書式は自由、A3サイズで1頁）
- ④会社概要書（様式第4号）
- ⑤業務実績調書（様式第5号）
- ⑥業務実施・管理体制（様式第6号）
- ⑦参考見積書・参考見積金額内訳書（様式第7号、様式第8号）

※プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。求められた事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合がある。

※企画提案内容は必要に応じ図表等を用いて簡潔で分かりやすいものとする。

(2) 提出方法

提出書類は、持参・郵送（いずれの方法も提出期限内必着）とし、持参による提出の場合は、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

(3) 提出部数

原本1部、複写4部

(4) 提出期限

令和7年12月17日（水）午後5時必着

(5) 提出先

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号
秩父市役所 産業観光部 先端技術推進課
TEL: 0494-21-5522

(6) 提案書の取扱い

- ①提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- ②提出された提案書については、返却しないものとする。
- ③提出された提案書は、プロポーザル方式による優先交渉権者の選定のために使用し、また、複製等を行うことができるものとする。

12. 審査方法

(1) 審査方法

実施検討委員会を設置し、提出された企画提案書に基づく書類審査を実施し、優先交渉権者の選定を行う。

(2) 評価基準

別に定める「実施検討委員会設置要領」の評価基準の通りとし、評価が最高得点であった提案を選定し、優先交渉権者として決定する。

また、応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であれば、優先交渉権者として決定する。

(3) その他

被評価者ごとの評価点等を一覧にした採点結果表（被評価者のうち非選定者名は表示しない）については希望があれば個別に公開する。

13. 結果に関する通知について

優先交渉権者を選定の後、参加者全員に対して、選定又は非選定の結果を通知する。

14. 契約について

- (1) 優先交渉権者から見積書を徴取し、実施上限額（予定価格）の範囲内で契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者は、必ず契約を締結しなければならない。
- (3) 優先交渉権者と具体的な業務内容について協議の上、契約を締結する。既に提出のあった企画提案書に記載された配置予定技術者等の変更は原則認めない。ただし、退職や死亡など、やむを得ない理由がある場合は、市と協議の上、代替りの技術者を選任する。

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を受託候補者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。
- (6) 資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む））ではないこと。

※「秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」の準用適用となります。

16. 再委託の制限

受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、必ず第三者との委託契約締結前に発注者へ書面にて通知し、発注者から事前に承認を得ることとする。また、委託内容等詳細について発注者に報告しなければならない。

17. その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「辞退届（様式 9）」を秩父市先端技術推進課へ提出しなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を秩父市に請求することはできない。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容と一致するものではない。

18. 問い合わせ先

秩父市 産業観光部 先端技術推進課

住所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号（秩父市役所歴史文化伝承館 3 階）

電話：0494-21-5522 FAX：0494-25-0136

Mail：sentan@city.chichibu.lg.jp